

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：

京丹後市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	大正2年12月1日	地方公営企業法の適用・非適用	√適用 非適用
団体名	京丹後市	職員数 (H22. 4. 1現在)	12人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業においては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。)

#### 2 財政指標等

資本費	80 (21年度)	財政力指数	0.37 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	- (年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	- (年度)
経常収支比率 (%)	92.5 (21年度)	実質公債費比率 (%)	16.5 (22年度)
		将来負担比率 (%)	152.1 (21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。)

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成16年4月1日 合併前市町村：峰山町、大宮町、網野町、丹後町〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	京丹後市水道事業 経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成26年度
計画策定責任者	京丹後市長
既存計画との関係	京丹後市水道事業 中期経営計画
公表の方法等	市ホームページへの掲載、議会への報告
基本方針	<財政運営> 民間的経営手法の導入、公共工事のコスト縮減 <職員定数管理> 適正な職員定数管理、適正な職員給与管理 <サービス水準の向上及びお客さま満足度の向上> 積極的な情報提供

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利6%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	85,886.2			85,886.2
	補償金免除額	16,073.0			16,073.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	水道事業債	85,886.2			85,886.2
合 計 (A)		85,886.2			85,886.2
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		85,886.2			85,886.2

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>当市の平成18年度の給水原価は160円（類似団体176円）、供給単価173円（類似団体183円）、料金回収率109.6%（類似団体103.6%）となっており、類似団体と比べ財政指標は良いが、有形固定資産減価償却率が40.4%（類似団体30.0%）であり施設の老朽化が類似団体より進んでいる。</p> <p>料金収入は給水人口の減少や節水意識の高まりから減少しており、今後も減少傾向にあると思われる。</p> <p>今後の事業計画として、平成26年度までに一般会計からの出資により上水道の統合や老朽施設の更新を集中して行う計画としている。そのため、減価償却費や企業債残高は大幅に増加すると思われる。</p> <p>以上の影響により経常収益は減少傾向にあり平成24年度以降赤字となる見込みである。</p>	
経営課題	課 題	老朽施設の更新
	高度成長期に整備された施設が老朽化しており、施設の耐震化を含め早急に施設を更新する必要がある。	
	課 題	事業の効率化
	合併により広い給水区域となっており、旧町域を超えた水融通等により施設のより効率的な運用が求められている。	
	課 題	維持管理費等の削減
施設の管理方法等は合併前のままで管理方法が統一できていない。集中管理ができる体制を導入するなどし、維持管理費等を削減する必要がある。		
課 題	職員数の適正化	
職員数は合併前と変わっていないため、合併のメリットを生かした効率的な施設の運用をすることにより、職員数を削減する。		
課 題		
留意事項		

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	1. 企 業 債	39	226	589	326	326	795	284	420	146	166
	資本費平準化債										
	2. 他会計出資金		98	300	155	127	480	233	240	96	116
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金					1	1				
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金										
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金										
	9. その他	12	48	31	118	158	43	5	5	5	5
	計 (A)	51	372	920	599	612	1,319	522	665	247	287
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					69					
	純 計 (A)-(B) (C)	51	372	920	599	543	1,319	522	665	247	287
	1. 建設改良費	181	412	775	600	581	1,561	543	574	243	282
	うち職員給与										
2. 企業債償還金	158	162	454	234	142	137	127	223	150	124	
3. 他会計長期借入返還金											
4. 他会計への支出金											
5. その他											
計 (D)	339	574	1,229	834	723	1,698	670	797	393	406	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	288	202	309	235	180	379	148	132	146	119	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	280	189	194	193	153	303	121	104	134	105
	2. 利益剰余金処分量										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	8	13	115	42	27	76	27	28	12	14
計 (F)	288	202	309	235	180	379	148	132	146	119	
補てん財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金現在高 (G)											
企業債現在高 (H)	2,546	2,610	2,745	2,837	3,021	3,679	3,836	4,033	4,029	4,071	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収益的収支分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	うち基準内繰入金	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分	資本的収支分		98	301	156	128	481	233	240	96	116
	うち基準内繰入金			1		1	1				
	うち基準外繰入金		98	300	156	127	480	233	240	96	116
合 計		7	105	308	163	135	488	240	247	103	123

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率 (%)	109.8	109.6	109.6	106.7	112.3	109.3	99.8	96.7	93.5	92.4
資本費 (円又は%)	84	85	83	82	80	84	100	105	110	111
総収支比率(法適用) (%)	109.9	111.2	109.2	107.4	103.8	110.0	100.5	97.4	94.2	93.1
経常収支比率(法適用) (%)	109.9	111.2	110.1	107.4	112.5	110.0	100.5	97.4	94.2	93.1
営業収支比率(法適用) (%)	132.4	132.3	130.1	122.3	128.1	125.3	116.8	113.6	110.3	109.0
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	うち基準内繰入金 (%)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	うち基準外繰入金 (%)									
	資本的収入分 (%)		26.3	32.7	26.0	23.6	36.5	44.6	36.1	38.9
	うち基準内繰入金 (%)			0.1		0.2	0.1			
	うち基準外繰入金 (%)		26.3	32.6	26.0	20.8	36.4	44.6	36.1	38.9

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円 / m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円 / m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合併協議で将来の見込み等を考慮し料金を設定。料金は20㎡あたり3,300円(類似団体3,286円)であり、類似団体とほぼ同じ料金となっている。今後の料金収入の見込みは平成21年度有収水量を参考に、猛暑の平成22年度は0.5%増、以降過去の減少率を参考に前年度比1.0%減で計算し、各年度の有収水量に前年度の供給単価を乗じて計算。(有収水量は平成17年度～平成21年度で約4%減)
2 他会計繰入金の見込み	平成22年度から子ども手当の支給により増加する児童手当からの増額分を一般会計より繰り入れ。他会計出資金については、上水道統合事業に伴う事業費の1/2を一般会計より出資。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成18年度から平成26年度にかけて企業債及び一般会計出資金等を財源に上水道統合事業を実施しており、平成22年度以降約32億円の事業を計画している。そのため企業債残高及び減価償却費が大幅に増加する見込みである。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	維持管理経費は平成22年度以降同額で推移すると見込み積算。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
定員管理		<p>当初目標:平成18年度14人を平成23年度11人へ削減 進捗状況:平成22年度12人            目標の平成23年度に11人に向け引き続き職員削減に努めたい。なお、その後の削減については難しいと思われる。            定員管理に関する計画について当部局単独で策定していないが、当市が策定している「第2次京丹后市定員適正化計画」では公営企業等会計で平成21年度79人を平成26年度76人に削減する計画を策定している。</p>
給与のあり方		
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>平成20年4月に給与構造改革を実施。            地域手当は支給対象外地域のため支給していない。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>当会計において技能労務職員はない。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方		<p>退職時特昇制度は実施していない。</p>
福利厚生事業のあり方		<p>京都市市町村職員厚生会に加入している。負担金割合は 事業主:職員 = 1:2 となっている。            市独自の職員互助会もあるが、公費補助金の投入はない。</p>
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>平成20年度から窓口業務、開閉栓業務について業務委託を行った。            施設管理についても中央監視システムを導入し、1箇所集中管理できるようにし維持管理費の削減を図る。            旧町の水道施設を連絡することにより、施設の効率的な運用を図る            工事コストの縮減については、老朽管布設替工事を下水道整備工事と併せて実施することにより工事費の縮減を図る。(補償工事の場合20,000円/mの縮減。下水工事と同一箇所の単独工事の場合10,000円/mの縮減)</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用については現在予定していない。</p>

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		平成22年度まで料金回収率は100%を上回っているが、料金収入の減少と順次完成する水道施設により減価償却費が増加するため平成23年度以降料金回収率が100%を下回る見通しである。料金改定については繰越利益剰余金があるため現在は具体的な動きはないが、将来的には累積欠損金が発生する見込みであるため、改定について検討する必要がある。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		経営健全化計画については市のホームページにおいて公開。当初予算作成時には「わかりやすい今年の予算」として市内全戸配布を行っている。
行政評価の導入		平成19年度より事務事業評価を導入し、毎年事業の成果等を有効性、効率性を点検し改善に結びつけるよう努めている。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	窓口業務、開閉栓業務の委託による職員給与費の削減。 中央監視システムの導入導入による管理費の削減。 老朽管布設替工事を下水道整備工事で併せて実施することによる工事費の縮減。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在繰越欠損金及び資金不足はない。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	上水道統合事業に係る出資を一般会計から受けているが、財源は有利な合併特例債であるため平成26年度の事業完了まで削減の余地はない。
4 その他	旧町を越えた給水を行うことによる水道施設の効率的な運用による維持管理費の削減。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計	
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
		企業債現在 高		2,610	2,865	3,617	4,498	4,891	4,999					
		延長計画の目標値		2,745	2,837	3,021	4,891	4,999		4,033	4,029	4,071		

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額(料金の適正化)											
		未収金の徴収対策											
		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
		改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用											
		改善効果額(収入増額)											
		その他( )											
		改善効果額											
	【経費の削減】												
	1	職員給与費の適正化											
		職員給与と費(退職手当以外)	81	82	73	65	65	57					
		改善効果額		-1	8	16	16	24	63				
	給与水準	53	51	42	34	34	26						
	改善効果額		2	11	19	19	27	78					
	その他(手当)	28	31	31	31	31	31						
	改善効果額		-3	-3	-3	-3	-3	-15					
2	維持管理費等	180	168	176	176	179	182						
	改善効果額(適正化)			12	4	4	1	-2	19				
	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)												
	その他( )												
	改善効果額												
									当初計画改善効果額 合計	82			
									(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	72			

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額(料金の適正化)											
		未収金の徴収対策											
		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
		改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用											
		改善効果額(収入増額)											
		その他( )											
		改善効果額											
	【経費の削減】												
		職員給与費の適正化											
		職員給与と費(退職手当以外)											
		改善効果額											
	給与水準												
	改善効果額												
	その他( )												
	改善効果額												
	維持管理費等												
	改善効果額(適正化)												
1	工事コスト						4	1		5	5	5	20
	改善効果額(縮減額)												
	その他( )												
	改善効果額												
									延長計画改善効果額 合計 A			20	
									延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B				
									普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C				
									A + B + C				20
									<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)				16

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)  
経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	3,592	3,534	3,523	3,459	3,447	3,464	3,429	3,395	3,361	3,327
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	19,360	19,360	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	17,269	15,359	15,098	14,524	14,003	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500
最大稼働率 (%)	89.2	79.3	85.3	82.1	79.1	87.6	87.6	87.6	87.6	87.6
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	173	173	173	173	172	172	172	172	172	172
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	160	160	160	164	155	159	174	180	186	188

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成18年度に上水道事業1、簡易水道事業36、飲料水供給施設等8の計45の事業を順次統合を進め、平成28年度までに上水道事業1、簡易水道事業19、飲料水供給施設等6の計26事業に削減し、平成28年度には全ての事業を統合し1事業とする予定である。料金については、現在、上水道と簡易水道等で料金が異なっているが、平成23年度から簡易水道等の料金を改定することにより上水道と同一料金となる予定である。